

美幌町住民投票条例の一部改正について

1 改正の趣旨

平成21年に改正された在留外国人管理制度に係る法律が本年7月9日に施行されることに伴い、外国人登録制度が廃止され、外国人については住民基本台帳法の適用対象に加わることとなるため、条例の一部を改正しました。

2 改正法

- ・住民基本台帳法
- ・出入国管理及び難民認定法
- ・日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法
- ・外国人登録法

3 改正の内容

第3条の「請求資格者及び投票資格者」要件の整理

- ・外国人登録法引用の削除
- ・外国人に係る要件のうち、審査名簿及び投票資格者名簿への登録申請規定の削除

※ 審査名簿及び投票資格者名簿への登録申請規定削除の根拠

(平成24年4月18日総務省へ照会・平成24年4月26日総務省から回答)

改正法施行後については、日本人同様の事務処理となり「外国人」であることを理由にした交付、閲覧の拒否はできない。